

第12回 農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年5月30日 9時30分開会～10時20分閉会

2. 開催場所 恵庭市役所 3階 301・302会議室

3. 出欠状況（出席委員15名）

1番	職務代理者	小寺 和雄	出席
2番		姉崎 敏一	出席
3番		橋本 佳文	出席
4番		中島 和彦	出席
5番		大岩 則子	出席
6番		小山内 洋美	出席
7番		工藤 伸一	出席 議事録署名員
8番		坂本 孝之	出席
9番		西野 和文	出席 議事録署名員
10番		平野 貴史	出席
11番		寺澤 順一	出席
12番		中村 孝之	出席
13番		田中 浩巳	出席
14番		澤永 英樹	出席
15番	会長	西口 雅樹	出席

4. 協議事項

報告第1号 委員会業務報告について

報告第2号 使用貸借の解約について

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第4号 現地目証明願の会長専決処分について

報告第5号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて

- 議案第1号 現地目証明願について
- 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

5. 参与した職員

農業委員会事務局
　　局長 西中 紀和
　　主査 松野 優一
　　大高 慶寛
　　閔 将司

6. 議事内容

事務局長： 只今より第12回恵庭市農業委員会総会を開会させていただきます。
　　本日の出席者数ですが、定足数に達しておりますことを報告いたします。
　　それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。

会長： 皆様、おはようございます。
　　農作業のほうも、田植えが終了したのかなと思いますが、本日お集まりいただきまして、ありがとうございます。
　　昨日、一昨日と全国農業委員会会長大会に出席するため、東京へ行ってきました。北海道選出国会議員への要請集会も開かれ、北海道農業会議の菊入会長より農地や農産物に関することや北海道農業会議の財政に関すること等々を要望してきました。
　　限られた時間ではありましたが、意思を一つにして要望することについていい機会でありました。
　　この後、畠地化や水田活用の問題等々、数年後どうなるのかということが注目すべきことだと思っております。特に農地に関してどれだけ影響が出るのか見極め、前向きに考えられるように願うばかりです。
　　本日の総会も報告、議案共に慎重審議よろしくお願ひ申し上げます。

事務局長： ありがとうございました。
　　恵庭市農業委員会会議規則第5条第3項により、これから議事進行については、会長にお願いしたいと思います。

会長： それでは、日程1「議事録署名員の指名について」恵庭市農業委員会会議規則第4条に基づき、議事録署名員の指名を行います。
　　7番工藤委員、9番西野委員を指名します。よろしくお願ひいたします。

続きまして、日程 2 「議事日程について」 事務局より説明願います。

事務局長： それでは、「議事日程について」 ご説明いたします。
議案書の表紙裏面の日程表をご覧ください。
本日、提案されました案件の概要につきましてご説明させていただきます。報告が 5 件、議案が 3 件となります。
日程 3、報告第 1 号は、令和 6 年 4 月 26 日から 5 月 29 日までの委員会業務の報告となります。
日程 4、報告第 2 号は、使用貸借の解約について、1 件。
日程 5、報告第 3 号は、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、1 件。
日程 6、報告第 4 号は、現地目証明願の会長専決処分について、2 件。
日程 7、報告第 5 号は、農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げについて、1 件。
日程 8、議案第 1 号は、現地目証明願について、1 件。
日程 9、議案第 2 号は、農用地利用集積計画の決定について 7 件。
日程 10、議案第 3 号は、令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について。
以上、議事内容の概要につきまして簡単にご説明させていただきましたが、ご審議を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

会長： 只今、事務局より説明がありました。このとおり取り進めてよろしいか、お諮りいたします。

各委員： 異議なし。

会長： ご異議なしと認め、日程のとおり審議いたします。

報告第 1 号 委員会業務報告について

会長： 日程 3、報告第 1 号「委員会業務報告について」 事務局より説明願います。

事務局長： 報告第 1 号「委員会業務報告について」 ご報告いたします。
令和 6 年 4 月 26 日から 5 月 29 日までの業務報告となります。

4月26日 第11回恵庭市農業委員会総会
5月10日 現地調査
5月16日 現地調査
道央農業振興対策協議会
5月24日 北海道農業会議第1回理事会
北海道農業会議第2回常設審議委員会
5月28日 北海道選出国会議員要請集会
～29日 令和6年度全国農業委員会会長大会
以上、委員会業務報告となります。

会長：只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各委員：異議なし。

会長：ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第2号 使用貸借の解約について

会長：日程4、報告第2号「使用貸借の解約について」事務局より説明願います。

事務局：報告第2号「使用貸借の解約について」

このことについて、下記のとおり通知があつたので報告いたします。

番号1番、所在、地番、[REDACTED]、
地目、田と畠、面積、[REDACTED]m²、借主、[REDACTED]の[REDACTED]
[REDACTED]、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、契約期間ですが、[REDACTED]
[REDACTED]から[REDACTED]までありましたが、[REDACTED]に合
意解約が成立しております。解約理由につきましては、[REDACTED]の
ためであります。

以上、1件の通知がありましたので報告いたします。

会長：只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各委員：異議なし。

会長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会長： 日程5、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局より説明願います。

事務局： 報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」このことについて、下記のとおり届出があつたので報告いたします。
番号1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、
畠、面積、[REDACTED]m²、権利の取得日、令和5年5月7日、取得事由、相続、
権利区分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]の[REDACTED]
さん、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和6
年5月10日に届出されております。
以上、1件の届出がありましたので報告いたします。

会長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各委員： 異議なし。

会長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第4号 現地目証明願の会長専決処分について

会長： 日程6、報告第4号「現地目証明願の会長専決処分について」事務局より説明願います。

事務局： 報告第4号「現地目証明願の会長専決処分について」
このことについて、下記のとおり専決処分を行つたので報告いたします。
番号1番、2番の現地調査は大岩委員、事務局で令和6年5月10日に実施しております。
番号1番、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、畠、申請、雑種地、認定、非農地、面積、[REDACTED]m²、利用状況、[REDACTED]、所有者、[REDACTED]

■の■、証明願出者、■の■さんです。
番号 2 番、所在、地番、■、地目、公簿、畠、申請、雑種地、認定、非農地、面積、■m²、利用状況、■、所有者、■
■の■、証明願出者、■の■さんです。
以上、2 件の専決処分を行いましたので報告いたします。

会長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各委員： 異議なし。

会長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げについて

会長： 日程 7、報告第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げについて」事務局より説明願います。

事務局： 報告第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げについて」このことについて、令和 5 年 8 月 29 日開催の第 3 回恵庭市農業委員会総会、議案第 4 号で可決された許可申請について、下記のとおり取下げの申請があったので報告いたします。

番号 1、所在、地番、■、地目、公簿、現況共に、畠と田、面積、■m²、転用目的、■
■でした。取下げ願出者、譲渡人、■の■さん、譲受人、■の■。取下げ理由については、■
■です。

以上、1 件の報告といたします。

会長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

姉崎委員： 該当の土地の管理はどのようにされますか。

事務局： 隣接している土地と合わせて、これまで通り■さんにより耕作されると確認しております。

会長：ほかにございませんか。

各委員：異議なし。

会長：ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

議案第1号 現地目証明願について

会長：日程8、議案第1号「現地目証明願について」事務局より説明願います。

事務局：議案第1号「現地目証明願について」

このことについて、下記のとおり申請があったので証明してよろしいか伺います。

番号1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、畠、申請、雑種地、認定、非農地、面積、[REDACTED]m²、利用状況、[REDACTED]、所有者、[REDACTED]の[REDACTED]さん証明願出者、[REDACTED]の[REDACTED]、現地調査ですが、西口会長、小寺代行、橋本委員、事務局で令和6年5月16日に実施しております。場所につきましては、地図番号1番、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地でございます。

こちらの土地につきましては、長年芝として使用されており、その他の作物の作付けをすることが困難な事、周囲に農地が外にないといった地理的要因から非農地とすることはやむを得ないとしております。

以上、1件の申請がありましたので、ご審議賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

会長：只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各委員：異議なし。

会長：ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

会長： 日程 9、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」の審議であります。農業委員会等に関する法律第 31 条による議事参与の制限につき、当該委員の案件に際しては退席を願いますのでご了承ください。
番号 1 番、2 番について審議いたしますので、[REDACTED] の退席をお願いいたします。

会長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事務局： 議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」
農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定により、市より決定の求められた農用地利用集積計画について、下記のとおり決定を求めます。
番号 1 番、2 番、貸主、[REDACTED] の [REDACTED] さん、[REDACTED] を仲介し、借主、[REDACTED] の [REDACTED] さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED] m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 2 番、[REDACTED]、[REDACTED] の斜線の土地となります。
利用権の設定を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。
以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各委員： 異議なし。

会長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
それでは、残りの案件について事務局より一括して説明願います。

事務局： 番号 3 番、4 番、貸主、[REDACTED] の [REDACTED] さん、[REDACTED] を仲介し、借主、[REDACTED] の [REDACTED] さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED] m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 3 番、[REDACTED] の斜線の土地となります。
番号 5 番、貸主、[REDACTED] の [REDACTED] さん、借主、[REDACTED] の [REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、[REDACTED] m²、利用権設定等の内容、転作田と普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につ

きましては地図番号 4 番、4 の 1、[REDACTED]、[REDACTED]
の斜線の土地となります。4 の 2、[REDACTED]、[REDACTED]の斜
線の土地となります。

番号 6 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さ
ん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田と雑種
地、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田と耕作道、
利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 5
番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 7 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]、借主、[REDACTED]の[REDACTED]
[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面
積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期
は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 6 番、[REDACTED]、
[REDACTED]の斜線の土地となります。

利用権の設定を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の
各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各委員： 異議なし。

会長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 3 号 令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表について

会長： 日程 10、議案第 3 号「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進
の状況その他事務の実施状況の公表について」事務局より説明願います。

事務局： 議案第 3 号「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況そ
の他事務の実施状況の公表について」

令和 5 年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の
実施状況を下記のとおり決定してよろしいか意見を問う。

I 農業委員会の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

昨年策定したものを記載してございますので省略させていただきま

す。

II 最適化活動の実施状況

1 (1) 目標について、新規集積面積 2 h a、今年度末の集積面積は 3,806 h a、集積率は 88.7%となっております。

実績について、59 h a 減り、3,745 h a となり、点検結果として、集積率は農地および集積面積の変動の結果、微減となつたが目標をおおむね達成している。関係団体等と協力し、農地の集積、集約化に努めたという点検結果となっております。

(2) 現状は緑区分、黄区分ともにゼロ h a となっており、農業従事者の高齢化と後継者不足による遊休農地発生の抑制が課題としております。目標については、令和 3 年の数値を 5 年かけて解消するという設定を行いますが、全て解消しており、新たに発生したものは、即時非農地処理等の対応をしていることからゼロ h a としております。

農地の利用状況調査については令和 5 年の 8 月に実施しており、翌月に取りまとめを行っております。

利用状況調査を実施した結果、遊休農地の解消に繋がったという点検結果となっております。

(3) 実績として、新規参入はゼロとなっております。

新規参入者の条件に見合う農地の確保は難しい状況となっているという点検結果となっております。

2 (1) 1 人当たりの活動日数は月 1 日、最適化活動を行う農業委員の人数は、地区委員の 10 名。

2 (2) 活動強化月間について、3 回としており、8 月の利用状況調査、11 月、12 月の集積強化としております。

(3) 新規参入相談会は実施しておりません。

目標の達成状況の評語として、目標に対して期待を（やや）下回る結果となつたという点検結果となっております。

III 事務の実施状況

1 総会は毎月 1 度の開催。

2 農地法 3 条については、10 件の申請があり、10 件許可しております。処理日数については、20.9 日でございました。

3 農地法第 4 条、第 5 条については、6 件の申請があり、6 件許可しております。処理日数については、32.5 日でございました。

4 違反転用については、解消面積が 0.21 h a となっております。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

なお、決定後につきましては、市のホームページ等で公表する予定でござ

います。

会長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各委員： 異議なし。

会長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
これで本日付議されました案件はすべて終了いたしました。
その他、全体を通して何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各委員： なし。

会長： これをもちまして、第12回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会 会長

議事録署名委員 7番委員

議事録署名委員 9番委員